

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

## 静岡国民年金 事案 1093

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月

私は、国民年金保険料を口座振替で20年間納めてきた。引き落としがで  
きなかつた場合には、家族が納付書で納付していたので、申立期間が未納と  
されていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が提出した平成10年に作成された普通貯金管理表写しに  
「1.29 振替 12,800 コクミンネンキン」と記載されていることから、申  
立期間に係る国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張している  
が、申立人の口座取引履歴とオンライン記録の申立人及びその妻の保険料の収  
納年月日を突合した結果、8年3月から11年3月までの間、申立人及びその  
妻の保険料が当該口座から振り替えられていることが確認でき、申立人の妻の  
9年12月の保険料の収納年月日は10年1月29日であることから、当該管理  
表写しの記載は申立人の妻の保険料に該当し、申立人の申立期間に係るもの  
ではないと推測される。

しかしながら、申立人及びその妻の平成8年度から10年度までの国民年金  
保険料の納付状況を見ると、申立期間以外にも振替不能となった期間が散見さ  
れるが、ほかの期間については、遅れながらも納付書で納付していることから、  
申立人及びその妻は未納が生じないようにする意思があったことがうかがえ、  
申立期間についても、同様に納付書で納付していたとしても不自然ではない。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外に未納  
は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金  
保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月から41年3月までの期間及び42年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月から49年3月まで  
市役所から国民年金保険料が未納であるとの連絡があり、現金約30万円前後を工面し、夫婦の保険料を併せて納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、現在確認できる国民年金保険料の収納年月日から夫婦同時に保険料を納付していたと推認される上、夫婦共に申立期間直後の昭和49年度以降の保険料に未納は無いことから、納付意識は高かったと言える。

また、先に記録訂正を申し立てた申立人の夫は、夫婦が未納とされていた国民年金保険料を第2回特例納付制度によりさかのぼって納付していたとして既にあっせんされ、その保険料は夫婦併せて30万円近い金額であったとしており、実際の保険料と一致する。

一方、申立人の居住する市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立期間のうち、昭和38年2月から39年1月までについては、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は39年2月1日となっていることから未加入期間であり、41年4月から同年12月までについては、国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人は、これらの期間を含めて申し立てているが、申立人の夫は、当時、申立人の年金記録を確認した記憶は無く、市職員に指導されるまま保険料を納付したと述べていることから、これらの期間を除く保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月から41年3月までの期間及び42年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、昭和 62 年 8 月から 63 年 9 月の標準報酬月額が 26 万円に引き下げられていた。

妻が保管していた申立期間に係る給与支給明細書によると、当時の実際の給与額及び保険料控除額は月額変更届がなされた昭和 62 年 8 月の前後月で大きな変化が見受けられないので、控除されていた保険料に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間について 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否に

については、事業主は昭和 62 年 8 月 13 日付けの健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届において、申立人の報酬月額を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から54年2月までの期間及び56年8月から59年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から54年2月まで  
② 昭和56年8月から59年1月まで

私は、国民年金の納付義務が生じた二十歳のときに自分で加入手続を行った。申立期間の保険料納付については、はっきりした記憶は無いが、当時勤務していた事業所の経営者夫婦はきちんとした人で、納付すべきものがあればちゃんとするよう指導されたこともあり、保険料を納付していたと思うので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、二十歳のころに自分で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金被保険者の資格取得状況から、平成6年5月前後に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、この時点では申立期間①及び②は既に時効である。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人が居住する市の国民年金被保険者記録カードを見ると、国民年金被保険者の資格取得日は平成6年5月16日と記載されており、申立期間①及び②は未加入期間となっている。

さらに、申立人は、納付方法、納付場所及び納付金額についてははっきりした記憶が無い上、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年1月まで

国民年金制度が始まった昭和36年4月ごろ、夫の会社から国民年金に任意加入するように説明があったので、町役場で加入手続をした。毎月か2か月ごとに国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度開始当初の昭和36年4月に国民年金に任意加入したと述べているが、所持している国民年金手帳は申立期間当時のものではない上、国民年金手帳記号番号の払出簿を調査した結果、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月ごろ払い出されていることから、申立人は、このころ国民年金に任意加入したと推測され、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、国民年金被保険者資格の取得日は51年1月7日となっており、申立期間は未加入期間となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立人は、申立期間当時、夫の同僚の妻と同時期に国民年金に任意加入したと述べているが、その知人からは話が聞けないなど、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年3月まで

私は、二十歳を過ぎたころ、怪我をして病院にかかる必要があり、国民健康保険に加入しようとしたところ、市役所で国民年金保険料も納付しなければ国民健康保険の被保険者になれないと説明を受けたため、父親からお金を借りて、国民年金保険料と国民健康保険税をまとめて納付した覚えがあるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険に加入する際、市役所職員から国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付しなければならないと言われたと述べているが、国民健康保険被保険者の資格取得日は昭和47年4月1日となっており、申立人の国民年金手帳記号番号は48年3月に夫婦連番で払い出され、申立人及びその妻の国民年金手帳を見ると、婚姻した同年4月\*日に発行されていることから、このころ夫婦同時に国民年金の加入手続を行ったと推測される。

また、申立人は、当時、まとめて市役所で国民年金保険料を納付したと述べているが、保険料額は記憶しておらず、申立人の国民年金手帳が発行された昭和48年4月時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるため、申立人が居住する市役所で納付することができない上、申立人及びその妻の国民年金手帳を見ると、昭和47年度保険料を夫婦同日に一括納付していることから、国民年金加入手続を行った現年度保険料から納付し始めたとするのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかがえないなど、ほかに保険料を納付したことをうかがわ



せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで  
昭和46年か55年前後に社会保険事務所(当時)の職員から、未納となっている国民年金保険料を納付しないと将来の年金受給資格を失うと言われた。その際、今なら過去10年間分をさかのぼって保険料を納付することができると説明を受け、保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年か55年前後に社会保険事務所の職員が自宅に集金に来た際、10年間分の国民年金保険料として40万円をまとめて納付したと述べているが、仮に第3回特例納付制度の実施期間中(昭和53年7月から55年6月まで)に納付した場合、実際の保険料額は48万円となり、申立人の主張と異なる上、申立人は、10年間分の保険料を納付したと述べるのみで、申立人からの聴取の途上で申立期間の納付状況に係る主張が変遷するなど、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月にその元妻と連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人が46年ごろに保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1099

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年6月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和38年6月まで県職員として勤務していたが、母に勧められて国民皆年金となった36年から地元婦人会の集金で国民年金保険料も納付していた。

また、昭和48年1月に会社を退職したが、次の勤務先に勤めるまでの3か月間は国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付しているはずなので納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和36年に国民皆年金になったのを契機に母親に勧められて国民年金に加入したと述べているが、申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする母親も当該期間中に既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人は、昭和38年6月まで共済組合に加入していたため、制度上、申立期間①は国民年金被保険者となり得ない期間である上、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は退職直後の38年7月1日であることから、当該期間の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年8月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかぬから、このころ加入手続を行ったと推測され、申立期間①についてはこの時点で一部時効である上、婦人会の集金についても確認できず、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日

記等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和47年12月に退職する際、会社から年金についての説明を受け、書類を受け取り、その書類により手続をしたと述べているが、実際にどのような手続を行ったかについてははっきりと覚えていないと述べている上、申立人は、当時の保険料の納付方法等についての記憶が無いとしているなど、状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳(マイクロフィルム)を見ると、昭和44年12月21日に国民年金被保険者資格を喪失して以降の資格取得記録が無く、申立期間②は未加入期間とされている。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月 22 日から同年 12 月 31 日まで  
(A事業所)  
② 昭和 52 年 4 月 17 日から同年 12 月 15 日まで  
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①のA事業所には、昭和 50 年 9 月 22 日から勤務しており、申立期間②のB事業所には、昭和 52 年 4 月 17 日から勤務しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所が提出した人事記録から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、平成 6 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、A事業所の事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、臨時雇用職員であり、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料の控除は行っていない。また、臨時雇用職員の社会保険加入は事業所が新規適用事業所となった平成 6 年 4 月からであり、申立人に関しては、昭和 51 年 1 月 1 日から正規職員となり、C共済組合に加入した。」と回答している。

申立期間②について、B事業所の人事関係の事務を引き継いだD事業所が管理する人事記録から、申立人がB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 54 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は、昭和 52 年 2 月 13 日から同年 8 月 29 日までの期間、夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

さらに、D事業所の事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、非常勤職員であり、非常勤職員についての社会保険加入については、資料が無く分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。当該期間については A 事業所に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について A 事業所に勤務していたと主張しているが、申立人が同僚として記憶している者は名字のみであることから、当該名字で申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録のある複数の者に聴取したところ、申立人のことを記憶している者は見当たらず、申立人の当該事業所における勤務状況について確認することはできなかった。

また、上述の被保険者のうち一人から、「自分は、申立期間当時、A 事業所の B 部長をしていた。ほとんどの場合、入社後最初の 3 か月位は勤務状況をみて、その後厚生年金保険に加入させていた。」との証言を得た。

さらに、A 事業所に申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況を照会したところ、「書類の保存期間を経過しているため、勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。」と回答している。

なお、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において昭和 58 年 1 月 4 日から同年 10 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年ごろから 41 年ごろまで  
② 昭和 41 年ごろから 44 年ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①についてはA事業所B支店、申立期間②についてはA事業所C支店に社員として勤務し、各支店で厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①はA事業所B支店、申立期間②はA事業所C支店に勤務し、各支店で厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、オンライン記録から、申立期間①及び②当時は、本社であるA事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できることから、当該期間にA事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者に聴取したが、申立人のことを憶えている者はおらず、申立人の勤務状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間①当時のA事業所B支店の現場では、社員は自分ぐらいしかいなかったと記憶しており、申立期間②当時の同事業所C支店の現場では、数十人が働く現場の中の6、7人を従えるグループ長であったと記憶しているため、それぞれの支店に当時の勤務形態等について照会したところ、申立期間①の同事業所B支店は、「当時、職人を数百人従えて現場に入る工事長以外の社員は、当該事業所の正規の社員ではなかった。」と回答しており、申立期間②の同事業所C支店は、「当時、現場で働いている職人のほとんどがA事業所の社員ではなかった。たとえ社員がいたとしても、現場で働く社員を厚生年金保険に加入させることはない。」と回答している。これらのことから、申立人は、申立期間①及び②当時、当該事業所において厚生



年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間①及び②当時、自分と同じ社員として勤務していたと記憶する複数の同僚についても、当該期間に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらなかった。

加えて、A事業所に照会したところ、「申立期間①及び②当時の資料は無く、社会保険事務担当者も不明であり、厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。」と回答している。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和37年3月1日から45年1月20日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から23年6月1日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和23年7月1日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 26 日から 39 年 7 月 10 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該期間についてはA事業所で勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は昭和 36 年 10 月 26 日であることが確認でき、当該資格喪失日は、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人に係る資格喪失日の記録と一致している。

また、国民年金被保険者台帳により、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名の記憶が無く、厚生年金保険料控除に係る証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 9 月 29 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、A事業所での標準報酬月額は昭和 42 年 5 月から同年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 43 年 8 月までは 2 万 6,000 円との回答を得たが、当時、総支給額は 42 年 5 月及び同年 6 月は 2 万 8,000 円、同年 7 月以降は 3 万円から 3 万 6,000 円だったと記憶しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 5 月及び同年 6 月の給与総支給額は 2 万 8,000 円、同年 7 月から退職月までの給与総支給額は 3 万円から 3 万 6,000 円であったと主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、当該事業所における入退社の時期が申立人と同時期で、申立人と同じ業務に就いていたとされる二人の同僚に係る昭和 42 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額は 2 万 2,000 円、同年 10 月から 43 年 8 月までの標準報酬月額は 2 万 4,000 円であることが確認できる。

さらに、上述の同僚の一人は、「三人一緒に入退社したので、申立人だけ標準報酬月額が低いということはないと思う。保険料控除額は覚えていない。」と証言している。

加えて、当時の事業主及びその妻に照会したところ、「入社当初の給与は、募集を出す時点で決められていた。A事業所は既に解散しており、申立人の申立期間におけ

る標準報酬月額に関する資料は無い。」と回答している。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月 7 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 21 年 11 月 19 日から 22 年 4 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A事業所で昭和 21 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 19 日に被保険者資格を喪失した記録は確認できるが、申立期間①及び②については、厚生年金保険の被保険者期間であった事実は無い旨の回答を得た。しかし、当該事業所に 1 年以上勤務していたことは確かであるので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間①及び②について、A事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の取得日は、当該事業所が厚生年金保険に新規に適用された日（昭和 19 年 6 月 1 日）以外では申立人の資格取得日である昭和 21 年 9 月 1 日のみであることが確認でき、同年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した者の全員が、同年 9 月 15 日から同年 11 月 19 日までの期間において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、複数の同僚からは、「申立人と同様に、自分もA事業所における勤務期間と厚生年金保険被保険者期間に齟齬がみられる。」、「当時の会社は、厚生年金保険の資格得喪の届出が適正に行われていなかったのではないか。」という証言を得たが、A事業所における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者との連絡が取れないために証言を得ることはできず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 21 日から 4 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、平成 4 年 1 月 1 日との回答を得た。  
しかし、A 事業所には平成 3 年 12 月 21 日から勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された A 事業所の辞令により、申立人は、平成 3 年 12 月 21 日から当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 事業所の担当者は、「申立人は、平成 3 年 12 月 21 日から臨時職員として勤務したが、厚生年金保険の加入手続きは 4 年 1 月 1 日付けで行っており、3 年 12 月の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、A 事業所が提出した厚生年金保険被保険者管理台帳の記録及びオンライン記録から、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人を含む 15 人のうち、資格取得日が各月 1 日付けである者が 11 人確認でき、申立人と同日の平成 4 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚は、「自分はずっと前から勤務している。元旦に就職することは考えられない。」と回答している。これらのことから、当該事業所では、各月 1 日付けで厚生年金保険に加入させる傾向があったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月ごろから 36 年 6 月ごろまで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、中学校を卒業し、すぐにA事業所で働き始めたことは間違いないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の元事業主及び元従業員の氏名並びに業務内容を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立期間中にA事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に聴取したところ、「当時、申立人がA事業所にいたかどうかは記憶していない。」、「当時、中学校を卒業して、すぐに入社してきた者はいなかったと記憶している。」と証言しており、申立期間当時の申立人の当該事業所での在籍状況、厚生年金保険料控除の状況について確認できる証言を得ることができなかった。

また、A事業所は、昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主と連絡が取れなくなっていることから、当時の状況及び厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できる関連資料及び証言を得ることはできない。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したすべての者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。